

## 地域・学生・職域ワークショップ運営業務委託仕様書

### 1 趣 旨

本県の出生数は減少を続けており、2021年は初の5千人を割り込んでいる。また、合計特殊出生率は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における2022年の目標値1.6に対して実績値1.4と危機的状況となっている。

そこで人口減少問題の現状や将来への影響、それに対応するための方策について県民への理解を促すとともに、県民からの意見を集約し、今後の施策立案等に役立てるため、議論を行う。

### 2 業 務 名

地域・学生・職域ワークショップ運営業務

### 3 委託期間

契約締結日～令和7年1月31日

### 4 経費の上限

8,248,485円（消費税及び地方消費税を含む）

### 5 委託業務内容

#### (1) 基本方針

- ・本事業の目的に沿い、実施する内容及び効果について具体的に示すとともに、全体の実施スケジュールを提示すること。
- ・本業務の実施にあたっては、定期的に県と協議し、内容を調整すること。また、協議の際は議事録を作成すること。
- ・本業務に要する費用はすべて委託料の中に含めるものとし、企画から運営、実績報告書の作成まで受託者が責任を持って実施すること。

#### (2) ワークショップの概要（予定）

- ・職業や地域毎に県民が集まり、議論を通じ、人口減少問題の理解促進、分野別の課題抽出、解決策の検討・深掘りを行う。
- ・分野別に計15回開催 職域8回（製造、建設、卸小売、医療、福祉、教育、観光、農林）、学生2回（大学、高校）、圏域5回（中北、峡東、峡南、富士、東部）
- ・各15～20名（30代まで）の参加を想定

#### (3) 地域・学生・職域ワークショップの運営

- ・ワークショップの運営にあたり、意見の集約、内容の検討等がスムーズに進むよう企画、運営すること。
- ・県との調整の上、ワークショップ参加者の決定、連絡及び日程調整を行うこと。
- ・会場の確保及びその他関係機関との調整を行うこと。
- ・ワークショップの参加者が円滑に議論を行い、人口減少対策に向けた事業検討が実施できるようワークショップを運営（使用する資料の作成等を含む）すること。運営にあたっては、ファシリテーターを配置すること。
- ・ワークショップにおいて把握した地域課題や検討内容等については、国の少子化対策地域評価ツールなども活用し、整理、集約及び分析を行うこと。
- ・ワークショップは分野別に計15回開催とすることとし、内容は県と協議の上、決定

すること。

- ・地域で発信力のある者等と連携しワークショップを効果的に運営すること。

(4) その他の業務

- ・受託者は、本業務のほか、これに付随する一切の業務を行うものとする。

(5) スケジュール設定等

参加者における人口減少問題の検討がスムーズに進むよう、ワークショップの開催について、県と調整の上、スケジュール設定をすること。また、開催までの参加者との調整がスムーズに進むよう、県を補佐すること。

(6) その他

ワークショップの運営にあたり、経験やノウハウを生かした助言や提案を行うこと。

6 スケジュール

第1回ワークショップは、令和6年8月上旬までに開催することとし、11月末までに全回を終了すること。ワークショップでの検討等について、12月中旬までに、集約、分析等を行うこと。

7 計画書、報告書の提出

(1) 業務計画書作成

委託契約締結後、速やかに次の内容の業務計画書を作成し、県に提出すること。

- ア 業務の実施方針
- イ 実施体制
- ウ 事業目的の達成手段
- エ 業務スケジュール

(2) 業務の進捗状況等報告

ア 定期報告

業務の進捗等について、月次業務報告書を作成し、県に報告すること。

なお、時期、内容、方法及びその様式については県と協議の上定めるが、目的の達成状況とその分析、改善について記載すること。

イ その他事項の報告

県は、必要に応じ、業務の実施状況について受託者に報告を求めることができる。

(3) 実績報告書の作成

業務完了後、すみやかに実績報告書を書面及び電子データで県に提出すること。

なお、報告内容及びその書式については、県と協議の上決定する。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果は、県に帰属するものとし、受託者は、県の許可なく当該成果を使用し、又は公表してはならない。

## (2) 秘密の保持

- ・本業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等を県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ・本業務で知り得た県及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- ・受託業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、県が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

## 7 成果品の納品

業務が終了したときは、議事録等の成果物を紙媒体及びデータで納品すること。

納品場所：人口減少危機対策企画グループ

## 8 個人情報の保護

- ・本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」、「山梨県個人情報保護条例」その他の個人情報保護法令を遵守しなければならない。
- ・本事業への参加者に係る個人情報の県への提供については、必ず本人の同意を得た上で実施することとし、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守ることにする。

## 9 その他

- ・ワークショップで制作した成果物の権利は、原則としてすべて県に帰属するものとする。
- ・当該業務の実施により、不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受託者の責任において解決すること。
- ・県は、受託者に対し、事業に関わる全ての経費の挙証書類の提出を求める場合がある。
- ・受託者は、使用経費の内訳、業務に関わる人員の日報など事業に関わる挙証書類を、県の求めに応じて随時提出すること。
- ・本業務の履行に関して行われる問合せについては、原則として受託者が対応すること。
- ・この仕様書の内容を変更することが本事業のより適切な運営に資すると認められるときは、県と受託者の双方協議の上、変更することができる。
- ・この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、県と受託者の双方協議の上、決定する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 様

所在地  
称号又は名称  
代表者氏名

**地域・学生・職域ワークショップ運営業務完了報告書**

令和6年 月 日付けで契約を締結した地域・学生・職域ワークショップ運営業務について、業務委託契約書第 条第 項の規定に基づき、次のとおり事業が完了したので報告します。

記

- 1 業務名  
地域・学生・職域ワークショップ運営業務
- 2 委託期間  
令和6年 月 日から令和7年 月 日まで
- 3 ワークショップでの検討状況の成果等  
別添のとおり